

V-1

## 社会全体で子どもを育てる環境づくり ～地域とともに歩む学校づくりの推進～



目  
標

- ① 児童生徒のよりよい学びのために、幼保小連携と小中連携を軸に、学校が積極的に家庭・地域と連携し、豊かな教育環境の創出を目指す「学びの連携」を推進する。
- ② 未来の創り手である児童生徒の豊かな成長のために、学校・家庭・地域が一体となって地域総ぐるみでの教育の実現を目指す。

### 1 現状と課題

社会状況が大きく変化する中で、未来の創り手である児童生徒が社会でたくましく生きる力を身に付けるためには、社会や大人との関わりや様々な体験を伴った生きた学びの充実が不可欠である。また、社会に開かれた教育課程の実現に向け、子どもたちに求められる資質・能力とは何かを社会と共有し、その育成に連携・協働して取り組むことが求められている。さらに、学校が抱える課題が複雑化・多様化している状況の中、いじめ・不登校等の重要な課題の改善を図るためにも、保護者や地域住民と手を携えて取り組むことも改めて求められている。本市においては、これまでも教育活動をより効果的に進めるため、積極的に地域の方々と連携・協働した取組を進め、一定の成果をあげてきた。

今後も、児童生徒のよりよい学びのために、学校が積極的に家庭や地域と連携・協働して豊かな教育環境の創出を目指すため、「地域とともに歩む学校づくり」を教育活動の基盤に据え、さらに推進していく。

地域とともに歩む学校づくりの推進による学校・家庭・地域が一体となって地域総ぐるみで児童生徒を育てる取組により、「学校を核とした地域づくり」に寄与していく。

### 2 主な施策と学校での取組

#### ① 学びの連携の充実

- ・幼保小連携、小中連携を縦のつながり、地域連携を横のつながりとした「学びの連携」の構築及び推進を図る。
- ・学びの連携を通して、豊かな学びの環境を創出し、社会的自立の基礎を身に付けた、たくましい児童生徒の育成を目指す。

#### ② コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の推進

- ・学校と地域の連携・協働を進め、地域総ぐるみでの教育の実現を図る。
- ・学校運営協議会を学校運営や運営への必要な支援について協議する合議体として組織的・継続的な体制の構築を図る。

#### ③ 協働型学校評価の充実

- ・学校・家庭・地域の三者がそれぞれの立場から児童生徒のよりよい姿の実現を目指す取組。
- ・保護者や地域の理解と参画を得ながら、「地域とともに歩む学校づくり」を進める。

V-1

# 社会全体で子どもを育てる環境づくり ～学びの連携の充実～



目  
標

- ① 「育む子ども像」についての共通理解の下、指導の連続性や校種間の円滑な接続を図る小中連携や幼保小連携（縦のつながり）と、学校・家庭・地域が一体となって豊かな学びの環境を創造する地域連携（横のつながり）を通して、社会的自立の基礎を身に付けた、たくましく生きる力を備えた児童生徒の育成を図る。
- ② 縦と横のつながりを支える様々な施策や取組の目的・意義を踏まえながら、関連させるとともに、コミュニティ・スクールの推進を図りながら、学びの連携の充実を図る。

## 1 現状と課題

近年、社会情勢や児童生徒を取り巻く環境が様々に変化する中、社会的自立に必要なたくましく生きる力や確かな学力、人間関係形成能力やコミュニケーション能力の育成等、9年間の義務教育全体を通じた取組が求められている。学校生活をスムーズに接続し、安心して中学校生活を送ることができるようにするためには、小・中学校が緊密な連携体制を確立し、組織的・継続的に取り組むことが不可欠となる。

各中学校区において、「育む子ども像」を学校間で共有し、教育課題の解決に向けて、小・中学校がそれぞれの役割をしっかりと果たすとともに、互いの教育内容や指導方法について理解を深めることや、より強固な連携を進めることにより、これまでの小中連携教育をより深化・高度化させて、小中一貫教育の視点を持って取組を強化していくことが重要である。



## V 学びでつながり、郷土を愛し絆を深める地域づくり

幼児期からの切れ目のない教育の観点からは、幼児期の遊びを通して育まれてきたことが、小学校での各教科等の学習に円滑に移行されるよう、幼保小、互いの接続期カリキュラム（アプローチカリキュラム、スタートカリキュラム）についても関連を図る取組が求められている。

また、学校・家庭・地域が連携・協働し、地域総ぐるみで児童生徒の成長を支えていくことが重要であり、学校支援地域本部を核とし、学校と地域の力をマッチングしながら、より効果的に教育活動を支援する体制づくりを進めることが大切である。

さらに、地域による学校への支援から双方向の「連携・協働」への転換を図り、コミュニティ・スクールにより地域総ぐるみでの教育の実現に取り組んでいく。

## 2 主な施策と学校での取組

### (1) 幼保小連携・小中連携（縦のつながり）

#### ① 幼保小連携の推進

接続期を意識したスタートカリキュラムの実施や保育所（園）・幼稚園等・小学校の連絡会、幼児教育と小学校教育の相互理解のための合同研修会への参加等を通じて、入学直後の児童の小学校生活へのスムーズな適応を促すとともに、幼保での育ちを生かし、学びの連続性を踏まえた指導内容や指導方法の工夫に努める。

#### ② 「育む子ども像」を基にした教育課程の編成

中学校区内の「育む子ども像」の共通理解の下、小中一貫教育の視点を生かし、学校・家庭・地域の三者が協働して、地域の実態に応じた教育課程の編成を工夫する。例えば、社会的・職業的自立を目指し、9年間を見通した「仙台自分づくり教育」を核としたカリキュラムをつくることなどが考えられる。

#### ③ 中学校区における確かな学力の育成

中学校区内において、市標準学力検査、生活・学習状況調査等の結果を共有して学力・学習状況を的確に把握する。校種間の発展性や関連性を意識した授業を通して、教科学習への興味・関心や学習意欲を高め、小中が連携・協働して学力向上を目指す。

#### ④ 小中接続期における不安の解消

中学校区の緊密な連携体制の下、小学校から中学校への円滑な接続・連携を図る小中連携の計画を作成する等、意図的、組織的に取り組む。また、「たくましく生きる力育成プログラム」の実践等を通して、人間関係形成能力、自己肯定感等を育み、学校生活の円滑な接続に努める。

#### ⑤ 小中教職員間の相互理解と指導力の向上

教職員が情報交換や研修会、相互訪問等を通して、校種間、学校間の理解を深め、それぞれの役割を再確認するとともに、小中一貫教育の視点を生かし9年間を見通した系統性に配慮した指導計画を作成し、学習内容の関連を図る等、積極的に授業交流を行い、授業改善や指導力の向上、生徒指導の充実等に生かす。

### (2) 学校支援地域本部事業（横のつながり）

#### ① 仙台市における学校支援地域本部

学校支援地域本部は、「地域とともに歩む学校」を推進する方策の一つであり、学校の求めや学校運営協議会の協議内容を受けて、子どもたちの豊かな学びを支援するための活動を行う。学校支援地域本部事業を推進することで、学校の教育活動

の充実、地域住民の自己実現や多世代の交流による地域の活性化、家庭・地域の教育力向上を目指している。

今後も、中学校区を単位として校区内の小・中学校が連携しながら、コミュニティ・スクールとの一体的推進を図り、学校支援地域本部の効果が反映されるようにする。

## ② 運営・推進上の留意事項

学校支援地域本部を運営・推進するに当たっては、学校・家庭・地域の三者がその目的や地域の状況等を理解し、共有することが重要であり、特に次の点に留意しながら進める。

### 中学校区内の学校間の連携推進

中学校区内の学校間で連携を図りながら、明確な方針の下、活動を推進し、学校支援地域本部の成果が、どの学校の児童生徒にも反映されるよう努める。

### 学校支援体制についての協議

学校運営協議会（地域教育協議会を含むこともある）において学校やPTA、スーパーバイザー、地域コーディネーター、ボランティアの代表、町内会や民生委員児童委員、商店会等地域の関係者等により、学校支援地域本部の運営方針の企画、立案等について協議し、効果的な運営に努める。また、ボランティア団体の代表や町内会、民生委員児童委員、PTA活動経験者、社会学級生、子ども会育成会、体育振興会等の中から、スーパーバイザーにふさわしい人材を発掘し、後継者育成も視野に入れながら取り組む。

### 学校支援地域本部との打合せ・情報共有

地域連携担当者が中心となり地域住民や外部団体と連携・協働した教育活動を行うため、学校支援地域本部スーパーバイザーとの打合せや情報共有の機会を設定する。

### 学校支援ボランティアが活動しやすく、情報が集まる環境づくり

活動を円滑に進める上で、「ボランティアルーム」や「ボランティア掲示板」を設置するなど、ボランティア同士の交流や情報交換しやすい環境を整える。

### 生涯学習施設との連携と地域情報の共有

市民センター等の生涯学習施設と連携し学校運営協議会等も活用しながら、地域学校協働活動の諸団体へ学校の方針を明確に伝えて共有化を図るとともに、地域の学習素材や人材についても情報共有に努める等、「社会に開かれた教育課程」の推進に生かす。また、児童生徒に地域の行事への参加を促す等、学校として積極的に協力する。



V-1

## 社会全体で子どもを育てる環境づくり ～コミュニティ・スクールの推進～



目標

コミュニティ・スクールを推進し、「どのような子どもを育てるのか」「何を  
実現していくのか」など、目標やビジョンを共有し、学校と地域がパートナー  
として連携・協働することにより、地域総ぐるみでの教育の実現を目指す。

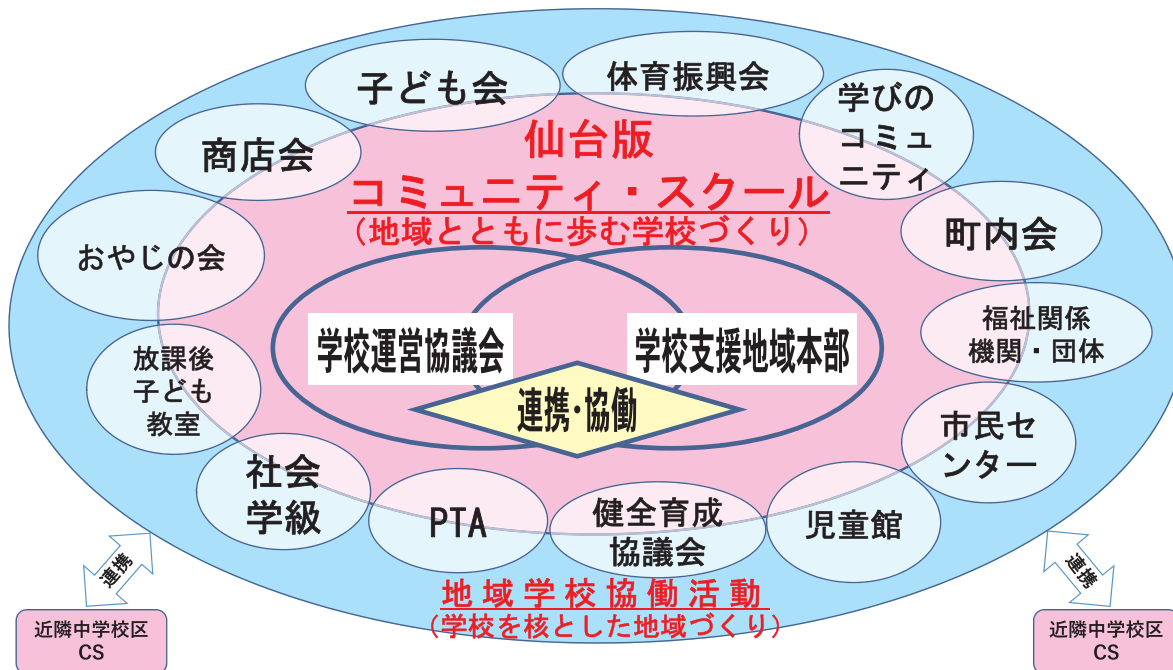
### 1 仙台市の目指すコミュニティ・スクール

コミュニティ・スクール（CS）は、保護者や地域住民等と学校で組織する学校運  
営協議会を設置した学校を指す。

これまで、学校支援地域本部事業による「学校の求めに応じた支援」活動を中心  
に学校と地域とが連携してきた。その成果を生かしながら、今後は、学校と地域が力を  
合わせて学校の運営に取り組むことが可能になる、双方向の「連携・協働」体制構築  
への転換を図る。

学校運営協議会において、「育む子ども像」について学校・家庭・地域がパートナ  
ーとして育む子どもの姿や目標を共有し、互いの役割を理解・分担しながら、一体となっ  
て児童生徒の成長に関わっていく地域総ぐるみでの教育の実現を目指す。

### 2 仙台版コミュニティ・スクールの充実期イメージ



### 3 「熟議」の設定

CSの取組により地域ぐるみで子どもたちの豊かな教育環境を創出するためには、  
「熟議（熟慮と議論）」を設定することが重要である。子どもに関わる多くの当事者  
（保護者・教員・地域住民等）で熟議をすることにより、学校・保護者・地域の三者  
の相互理解が深まり、共有した育む子どもの姿や重点目標に向かって、連携・協働し  
た取組の実現につながる。

### 4 地域への発信

CSの取組について、学校運営協議会が中心となって、地域に積極的に発信し、浸  
透を図ることで、より広く、多くの地域住民の理解と参画を図り、地域総ぐるみでの  
教育の実現を目指す。

V-1

## 社会全体で子どもを育てる環境づくり ～協働型学校評価の充実～



目標

協働型学校評価を学校・家庭・地域をつなぎ、児童生徒のよりよい成長を支えるコミュニケーションツールとして活用し、保護者や地域の理解と参画を得ながら、「地域とともに歩む学校づくり」の一環として取り組む。

### 1 仙台市における学校評価

学校評価は学校教育法施行規則により義務付けられており、本市では平成22年度から協働型学校評価として取り組んでいる。協働型学校評価は、児童生徒の現状や課題から、学校・家庭・地域の三者が協働して当該年度の重点目標を設定し、それぞれの立場から改善活動に取り組み、その成果を次年度に生かしながら、新たな重点目標設定につなぐ、P-D-C-Aサイクルによる改善活動の継続的な営みである。

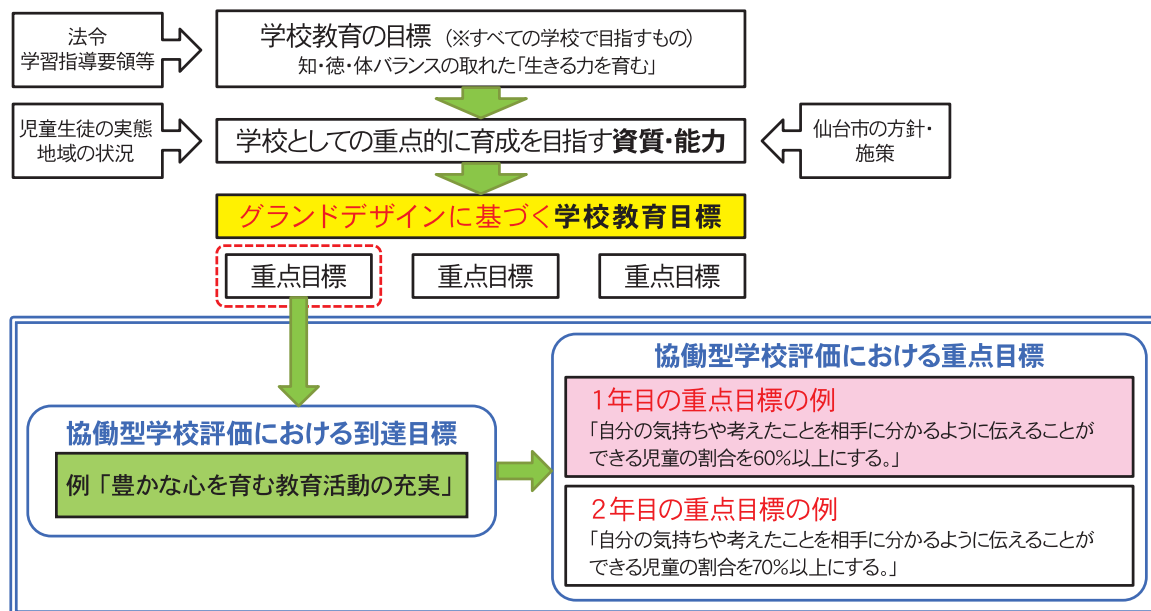
学習指導要領の趣旨を受け、学校教育目標や重点目標を資質・能力の三つの柱を踏まえ、「育成を目指す資質・能力」として明確にすることが必要であり、「社会に開かれた教育課程」の下、それらを全職員・家庭・地域が共有し、その実現に向け、学校の教育活動と関連付けることが肝要である。

また、いじめ防止の取組の実施状況を学校運営評価の評価項目に位置付ける等、三者の協働によるいじめ防止に向けた取組を推進する。

### 2 推進に当たっての留意事項

#### (1) 学校における目標等の概念整理

協働型学校評価における到達目標や重点目標を設定するに当たっては、各学校において、階層的に掲げられている目標の関連性を整理し明確化しておく必要がある。



#### ① 「学校教育目標」及び「目指す児童生徒像」と「重点目標」との関連

「学校教育目標」は、育成を目指す資質・能力を踏まえつつ学校教育全体の理念的な基盤を掲げたものである。また、その具体の姿として、多くの学校は「目指す児童生徒像」を掲げている。それらの理念や具体の姿の下、各学校では重点目標を設定する。重点目標は、短期・中期的な視点から設定されるものであり、教育活動の改善や実践を目指す項目や内容を示すものである。

② 「重点目標」と「協働型学校評価における到達目標」との関連

重点目標は、重要性や必要性、緊急性等が高い課題の中から、単年度または複数年度ごとに見直され設定されるものである。多くの学校では、育成を目指す資質・能力等の観点から複数の重点目標が設定される。それらの中には、教育機関である学校が単独で取り組むべき課題もあるが、一方で学校が家庭や地域とともに取り組んでこそ、より教育効果が期待できるものもある。

そうした、三者協働で課題解決を目指すべき重点目標を「協働型学校評価における到達目標」として位置付ける。

③ 「協働型学校評価における重点目標」の設定に当たって

- 児童生徒の現状や課題を基に、重要性や緊急性の高い目標を設定する。
- 協働型学校評価における短期的・中期的な到達目標と当該年度の重点目標とを構造化する。
- 協働型学校評価における重点目標は具体性があり、達成までの道筋が明確なものとする。また、児童生徒の変容や成果が確認できる内容とする。

④ 「協働型学校評価における重点目標」と各学年・学級等の教育活動との関連付け

- 児童生徒のよりよい姿を実現するためには、全職員が目標を共有し、協働型学校評価の重点目標における改善活動を各学年・学級等の教育活動と関連付けることが肝要である。

(2) 評価の対象

① 協働型学校評価における当該年度の重点目標に限定した評価

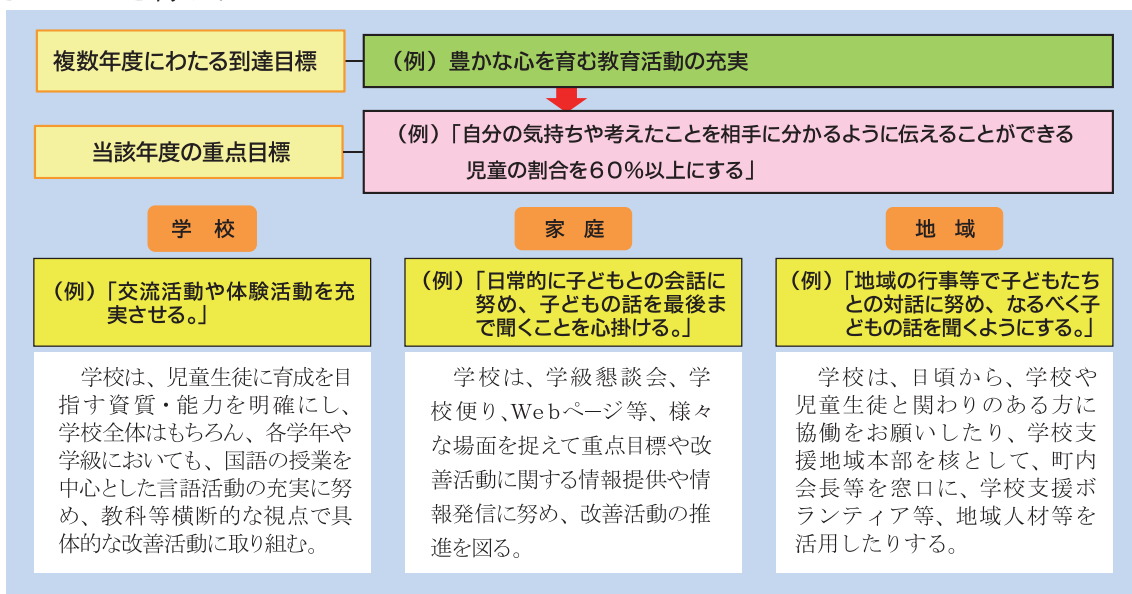
協働型学校評価は具体的な改善活動の実践を中心に据えるものであり、三者が共通理解のうえで焦点化し、集中的に取り組むものである。教育活動は多岐にわたるが、協働型学校評価システムに乗せて評価の対象とするのは、協働型学校評価における当該年度の重点目標に限定する。すなわち、一点突破型の実践及び評価を目指すものである。一つのことを徹底して行うことは、当然、結果として他の取組にも波及することが期待される。

② 児童生徒の姿を評価

協働型学校評価における当該年度の重点目標の達成状況の評価は、児童生徒の姿をとおして三者の教育活動の成果を評価することである。すなわち、児童生徒の具体的な変容を可能な限り客観的に把握することによって、三者それぞれの改善活動の在り方を検証することができる。

(3) 三者協働の改善活動の推進

重点目標は共有するが、学校・家庭・地域では、それぞれの立場や役割は異なる。三者協働の取組とは、その違いを踏まえたうえで、それぞれがその立場・役割からできることを行う。



【参考資料】・『平成23年度仙台版・学校評価ガイドライン（令和6年1月一部改訂）』仙台市教育委員会 ※C4th掲載